

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

実施担当

全 部

町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び本計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、防災関係機関の協力を得て、組織を挙げて災害応急対策活動に当たるものとする。

第1 動員配備体制

1 配備体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じて次の体制をとる。

区分	配備体制	配備基準	配備内容	動員 ①責任者 ②配備の指示者 ③動員規模
災害対策本部設置前	第1 配備 (準備体制) ※状況により水防本部設置	①大雨、暴風雨その他の注意報、若しくは警報が発令され、災害の発生が予想される事態の発生までに時間的余裕のある場合 ②高知県水防警報1号又は2号が発表されたとき ③吉野川又は町内河川の増水が予想されるとき	気象情報等により災害の発生が予想されるが、事態の発生までには多少の時間的余裕があるときの配備体制で、情勢の変化に応じてさらに高度の体制に移行できる体制とする。 (状況により、水防本部を設置する。) (警戒レベル1～3相当)	①総務課(防災担当) ②町長 ③関係する部の職員数名を動員する。
災害対策本部の設置	第2 配備 (警戒体制)	①大雨、暴風雨その他の警報が発令され、災害の発生が予想され警戒を必要とする場合 ②高知県水防警報3号又は4号が発表されたとき ③河川の水位が警戒水位を超えたとき及び濁流のおそれがあるとき	相当規模の災害発生が予想されるとき、又は局地的若しくは比較的軽微な規模の災害が発生したときの配備体制で、状況によっては支障なく第3 配備に移行できる体制とする。 (警戒レベル3相当)	①本部長 ②本部長 ③すべての部・班において、それぞれ数名の職員を動員する。

区分	配備体制	配備基準	配備内容	動員 ①責任者 ②配備の指示者 ③動員規模
災害対策本部の設置	第3 配備 (非常体制)	①現に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生するおそれがあるとき ②高知県水防警報4号又は5号が発表されたとき ③濁流のおそれがあるとき	大規模災害の発生が免れないと予想される時、又は県下全域若しくは局地的であっても甚大な被害が発生したときの配備体制とする。 (警戒レベル3相当)	①本部長 ②本部長 ③第2 配備の動員に加え、現地情報連絡班の職員を動員する。
	第4 配備 (緊急非常体制)	①町全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合 ②高知県水防警報5号が発表されたとき ③濁流のおそれがあるとき ④地震が発生し、本山町で震度5弱以上を観測したとき	大規模災害が発生し、第3 配備では処理できないと認められるときの体制で、所属の全職員を配備する体制とする。 (警戒レベル5相当)	①本部長 ②本部長 ③すべての職員を動員する。

○第1・第2・第3 配備体制

配備	部		班
第1 配備 (災害対策本部開設 前の準備体制)	本部事務局		庶務班、情報連絡班
	救助部		生活支援班、生活支援班(住 民生活課)、保健衛生班(健康 福祉課)
	建設部		建設班
	経済部		経済班
	病院部		病院班
第2 配備 (災害対策本部設 置・警戒体制)	本部事務局		庶務班、情報連絡班
	救助部		生活支援班、生活支援班(住 民生活課)、保健衛生班(健康 福祉課)
	建設部		建設班、水道班
	経済部		経済班
	教育部		教育班
	病院部		病院班
	出先機関部		福祉センター班
第3 配備 (非常体制)	東部	1	下関、上関
		2	木能津(権代、桁を除く)、 助藤、山崎
		3	古田、権代、桁
	南部	1	大石
		2	吉延、三寄(高角)
	中央	1	1区から5区、三寄(井窪、 下津野) 災害対策本部待機
		2	北山東、三寄(渡津)
		3	北山西
	西部		寺家、吉野
	北部		立野、坂本、屋所、沢ヶ内、 瓜生野、七戸

*別紙1「本部組織図」及び別紙2「本部各部・班の事務分掌」を参照

2 動員の要領

(1) 動員命令

動員は、予想され又は発生した災害の種類、規模等を勘案し、災害対策本部開設前にあっては町長の、開設後にあっては本部長の命令によって行うものとする。

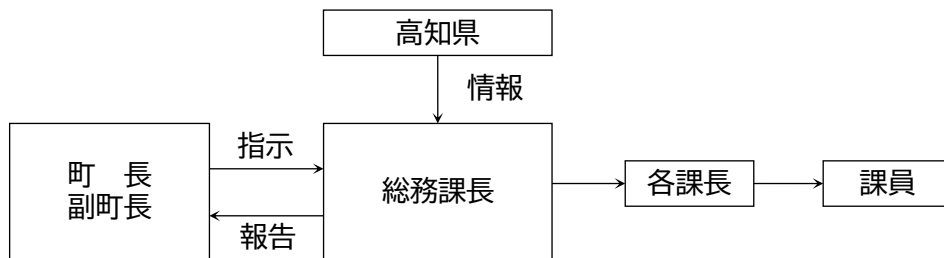
(2) 待機すべき職員の指示

- ア 動員が指令された場合においては、総務課長は上司の指示を受け、関係課長等と協議し待機職員の範囲人員等について必要な調整を行うものとする。
- イ 関係職員の待機は原則として執務時間を限度とするが、情勢によりその必要があると認められる場合は、執務時間外においても待機させることがあるものとする。(本庁内待機)
- ウ 配備職員は、執務時間以後自宅等において待機する場合においても、災害対策本部からの指示に直ちに応ずることができるように、連絡先等を事前に知らせておく等、常に自己の所在を明らかにするよう心掛けなければならない。(自宅待機)

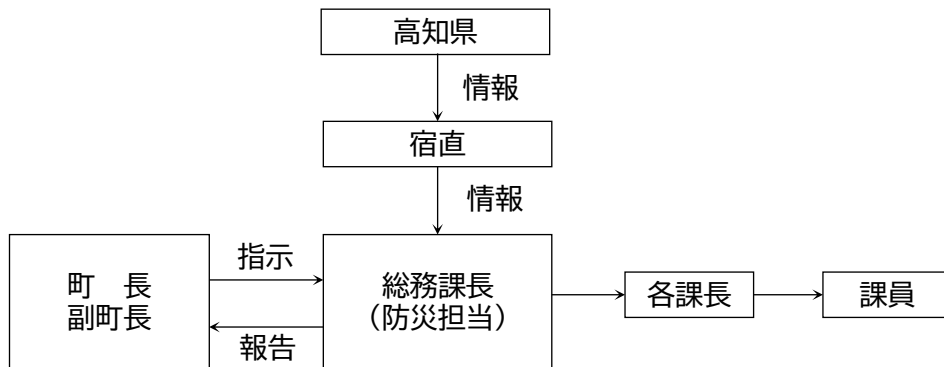
(3) 非常招集

- ア 夜間、休日等執務時間外において配備を速やかに行うため、関係職員を登庁させる必要があると認められる場合においては、総務課長は上司の指示を受け関係職員の招集の措置をとるものとする。
- イ 非常招集は、原則として本庁近辺に居住し、登庁の便宜を有する者を中心に行い、順次遠距離在住者に及ぶものとする。

動員命令の伝達系統図（勤務時間内）



動員命令の伝達系統図（勤務時間外）



3 職員の参集等

(1) 勤務時間外における緊急配備体制

- ア 勤務時間外においては、職員の自動参集とする。職員は動員配備基準に基づいて直ちに

参集する。

イ 勤務時間外において、道路の寸断等のため所属に参集できない場合は、最寄りの指定避難所に参集する。

(2) 参集時の留意事項

職員は、参集にあたり、次の点に留意する。

ア 服装

応急活動ができる服装とする。

イ 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

ウ 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属課長等に報告する。

- ・ 幹線道路等の状況
- ・ 建物の倒壊、損傷の状況
- ・ 火災の発生、消火活動の状況
- ・ 被災者及び救助活動の状況
- ・ ライフラインの状況

エ 参集報告

各課長等は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、総務課に報告する。

(3) 参集に対する職員の心構え

ア 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に把握しておくこと。

イ 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、町への照会、テレビ又はラジオの視聴等の方法によるほか、自ら工夫してその災害の状況、警報の発令、配備命令等を知るように努めること。

ウ 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれが強いときは、動員命令がない場合であっても、状況によっては所属課長等と連絡をとり、進んでその指揮下に入るように努め、また自らの判断で速やかに課室等に参集し、防災活動に従事すること。

第2 災害対策本部の設置

町長は、町域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に応じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めるとき、災害対策基本法第23条の2及び本山町災害対策本部条例（資料1-4参照）に基づき、本山町災害対策本部（以下「本部」という。）を

設置するものとする。

1 本部の設置

(1) 設置及び廃止の基準

設置基準	① 大雨、暴風雨その他の警報が発令され、災害の発生が予想され警戒を必要とするとき。 ② 町域に大規模な地震、火災、爆発その他重大な災害が発生し、その必要を認めるとき。 ③ 高知県下に気象業務法に基づく風雨、大雨、洪水注意報が発令され、その必要があると認めるとき。 ④ その災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると認めるとき。
廃止基準	① 本部長（町長）が、町域について、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合 ② 応急措置をおおむね完了したと認めた場合

(2) 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により、報告、通知、公表するとともに、本部の標識を掲示又は撤去する。

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
住民	総務課長	IP告知放送、防災行政無線（同報系、停電時使用） 【参考】一般情報の提供では緊急速報メールも使用
県知事	総務課長	高知県総合防災情報システム、県防災行政無線、ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
警察署長	総務課長	ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
隣接市町長	総務課長	県防災行政無線、ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
その他防災関係機関	総務課長	ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
報道機関	政策企画課長	電話、口頭、文書、高知県総合防災情報システム（Lアラート経由で情報提供）

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、町長にあるが、町長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副町長	2	教育長	3	総務課長
--------	---	-----	---	-----	---	------

(4) 本部の設置場所

本部を設置する場合、次のスペースを確保する。所定の場所に確保できない場合は、被災を免れた最寄の公共施設等に設置する。関係資機材の設置は本部事務局を中心に職員が協力して行う。

なお、IP告知放送及び防災無線の放送室は本山町役場2階にあるため、災害時における放送室の機能確保を実施する必要がある。

スペースの名称	設置場所	機能等	設置の条件
本部会議室	本山町役場3階議場 *代替施設 本山町プラチナセンター	・本部会議及び被害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
本部室	本山町役場2階総務課 *代替施設 本山町プラチナセンター	・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード ・通報受付専用電話 ・県防災行政無線 ・衛星電話 ・災害時優先電話（発信専用）	必ず確保
プレスルーム	本山町役場3階町民ホール 又は本山町プラチナセンター	・記者発表を行うためのスペース	状況に応じて確保
応援機関事務室	本山町役場1階もとやまホール 又は本山町プラチナセンター	・自衛隊等応援機関が事務を執るためのスペース	状況に応じて確保
災害ボランティアセンター	本山町社会福祉会館 (本山町社会福祉協議会)	・ボランティアの受け入れ及び活動調整等を行うスペース	状況に応じて確保

2 本部の組織（別紙1を参照）

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員（課長職の職員・消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属職員を指揮監督する。

(4) 本部会議

本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係本部員等との協議をもって、これに代えることができる。

また、重大な災害が発生した場合、本部に防災・減災アドバイザーを加え、専門的な意見を聞くことができる。

ア 本部会議の構成員

本部長、副本部長、本部員

イ 事務分掌（協議事項）

- (ア) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (イ) 動員及び配備体制に関すること。
- (ウ) 各部間調整事項に関すること。
- (エ) 避難指示等及び警戒区域の設定に関すること。
- (オ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (カ) 他市町村への応援要請に関すること。
- (キ) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (ク) 災害救助法の適用に関すること。
- (ケ) 現地災害対策本部に関すること。
- (コ) その他災害応急対策の重要事項に関すること。

(5) 部及び班

本部における部・班の組織及びそれぞれの所掌事務については、別紙2に定めるところによる。

(6) 現地情報連絡班

ア 本部を設置した場合、あらかじめ別に定める職員により現地情報連絡班を編制し、各地区の情報を収集する。

イ 班員は、各地区の集会所、消防屯所等（連絡の取れる場所）において、各区長、消防団員等と密に連絡を取り合い、災害についての情報を収集し、本部に伝達する。

ウ 班員は、配備後、直ちに待機場所及び連絡方法（電話、無線等）を本部に連絡する。

(7) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行うものとする。

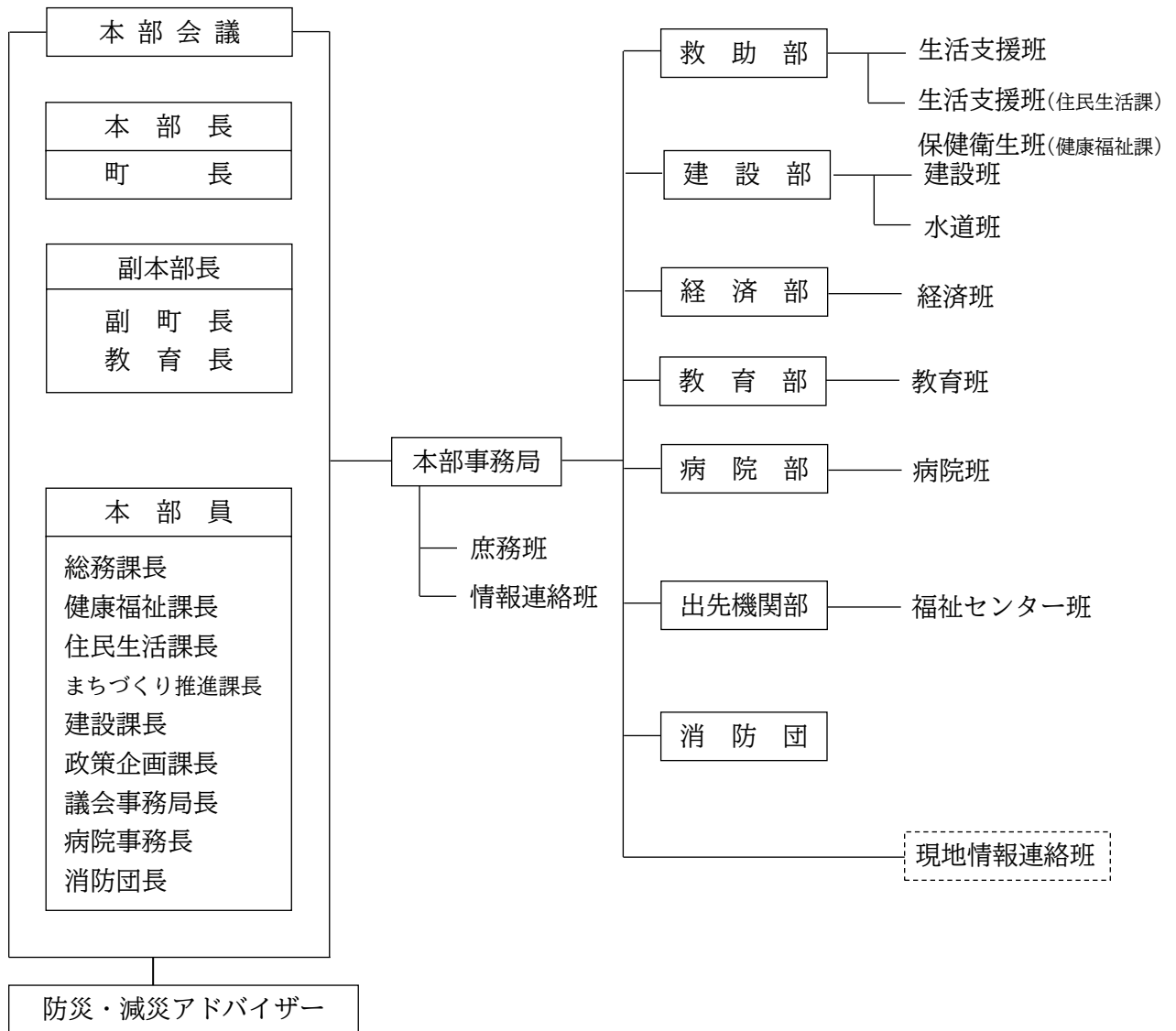
ア 現地災害対策本部の開設

- (ア) 本部長は、前記(2)～(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
- (イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等に表示する。

イ 現地災害対策本部の責務

- (ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。
- (イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- (ウ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

別紙1 本部組織図



別紙2 本部各部・班の事務分掌

部	班	事務分掌
本部事務局 ◎総務課長 ○政策企画課長 ○議会事務局長	庶務班	1 災害対策全般に関する事項 2 災害対策本部に関する事項 3 各部、各班との連絡、調整に関する事項 4 自衛隊の災害派遣要請連絡に関する事項 5 各部に対する指令、情報等の伝達に関する事項 6 応急対策について、職員の動員派遣に関する事項 7 災害予算その他財政に関する事項 8 災害関係経費の支出に関する事項 9 災害対策用備品等購入に関する事項
	情報連絡班	1 災害即報に関する事項 2 報道機関との連絡調整に関する事項 3 災害の警報等に関する事項 4 被害情報の収集に関する事項 5 関係機関との連絡に関する事項 6 義援金品の受入等に関する事項 7 その他災害関係の広報に関する事項 8 消防団との連絡に関する事項
救助部 ◎健康福祉課長 ○住民生活課長	生活支援班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 災害救助法の適用、生活保護法の適用に関する事項 3 被災者に対する世帯更生資金等融資に関する事項 4 被災児童及び母子世帯の援護に関する事項
	生活支援班 (住民生活課)	1 被災者に対する救援物資（食料、衣料、その他身回り品等）の確保、備蓄並びに配給に関する事項 2 被災者に対する炊き出しに関する事項 3 被災者の避難、誘導、収容等応急救助に関する事項 4 被災による身元不明の死者の収容並びに埋火葬に関する事項 5 被災者の安否問い合わせに関する事項
	保健衛生班 (健康福祉課)	1 災害時における食品衛生に関する事項 2 医療救護所の設置運営に関する事項 3 災害地の清掃、消毒防疫に関する事項 4 救護に関する事項 5 被災者の医療、助産に関する事項 6 被災者の保健指導に関する事項

部	班	事務分掌
建設部 ◎建設課長	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事項 2 災害対策のため土建業者に対する連絡調整に関する事項 3 建築物の災害対策に関する事項 4 災害救助用仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事項 5 道路、橋梁、河川等の災害対策に関する事項 6 水防資材の確保備蓄に関する事項 7 土木施設、建築物等の応急復旧用資材の確保並びに輸送に関する事項
	水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事項 2 簡易水道施設の応急復旧に関する事項 3 被災者に対する飲料水供給に関する事項
経済部 ◎まちづくり推進課長	経済班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事項 2 災害対策用物資の確保に関する事項（救助用物資の調達あっせん含む） 3 被災商工業者に対する応急金融に関する事項 4 主要食料の需給調整及び農業用資材の確保に関する事項 5 農産物の被害調査及び災害対策に関する事項 6 災害時における病虫害の防除に関する事項 7 農地及び農業用施設の災害対策に関する事項 8 造林及び林道施設の災害対策に関する事項 9 農道の災害対策に関する事項
教育部 ◎教育次長	教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事項 2 町立保育所、小中学校の災害対策に関する事項 3 災害時における教材教具の調達指導に関する事項 4 被災学校及び被災児童、生徒の授業に関する事項 5 災害時における学校給食に関する事項 6 被災児童、生徒の救護に関する事項 7 文化財、公民館等の災害対策に関する事項 8 災害対策に協力する婦人会等との連絡調整に関する事項

部	班	事務分掌
病院部 ◎病院事務長	病院班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 関係機関との連絡調整に関する事項 3 災害予算その他財政に関する事項 4 被害情報の収集に関する事項 5 入院患者の救護に関する事項 6 入院患者の給食に関する事項 7 医薬品の調達確保に関する事項 8 救助部保健衛生班への看護師派遣に関する事項 9 医療救護所の設置協力等に関する事項
出先機関部 ◎社会福祉会館長	福祉センター班	1 地区の災害対策全般に関する事項 2 本部との情報連絡に関する事項

備考

- 1 各部、班の任務はこの表のとおりであるが、事務の繁閑に応じ、随時各部、班の事務を応援する。
- 2 この表に分担任務のない職員は、特命による事務を担当するとともに、必要に応じ各部、班の事務を応援する。
- 3 各班に係を置く必要があると認める場合は、班長において適宜に係を設け、係長及び係員をあらかじめ指名しておく。
- 4 各部長に事故があるときは、所属の課長補佐が、また課長、課長補佐ともに事故があるときは主務班長が代理所掌する。
- 5 本表に定めのない事項について必要な場合は、本部会議において決定する。
- 6 各班で得た情報、各班で決定若しくは処理した事項で、本部又は他の部、班でも承知しておく必要があると認められる事項については、速やかに関係部、班に連絡する等適宜に措置を講ずる。

第2節 気象警報等の伝達

実施担当 本部事務局

町及び防災関係機関は、高知地方気象台等から発表される気象警報等をあらかじめ定めた伝達系統で関係機関及び住民に伝達、周知する。

1 高知地方気象台の発表する警報等の種類と発表基準

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれ著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるもの
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがあるときに警戒を呼びかけて行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがあるときに注意を呼びかけて行う予報

(2) 特別警報

現象	特別警報の基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合※
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※

※：過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

大雨警報基準掲載例

雨量基準（浸水害）	1時間雨量 100mm
土壌雨量指数基準（土砂災害）※1	247

(3) 警報・注意報

警報・注意報の発表基準を以下に示す。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日 発表官署 高知地方気象台

本山町	府県予報区		高知県	
	一次細分区域		中部	
	市町村等をまとめた地域		嶺北	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	22
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	235
	洪水	流域雨量指数基準		吉野川流域=73.6、汗見川流域=23.2
		複合基準		—
		指定河川洪水予報による基準		—
	暴風	平均風速		20m/s
	暴風雪	平均風速		20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準		17
		土壌雨量指数基準		173
	洪水	流域雨量指数基準		吉野川流域=58.8、汗見川流域=18.5
		複合基準		—
		指定河川洪水予報による基準		—
	強風	平均風速		12m/s
	風雪	平均風速		12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	—		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%		
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さが20cm以上 2 最高気温が2℃以上 3 かなりの降雨		
	低温	最低気温-4℃以下* ¹		
	霜	晩霜期 最低気温3℃以下		
着氷	—			
着雪	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：-2℃～2℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm	

*1 気温は高知地方気象台の値。

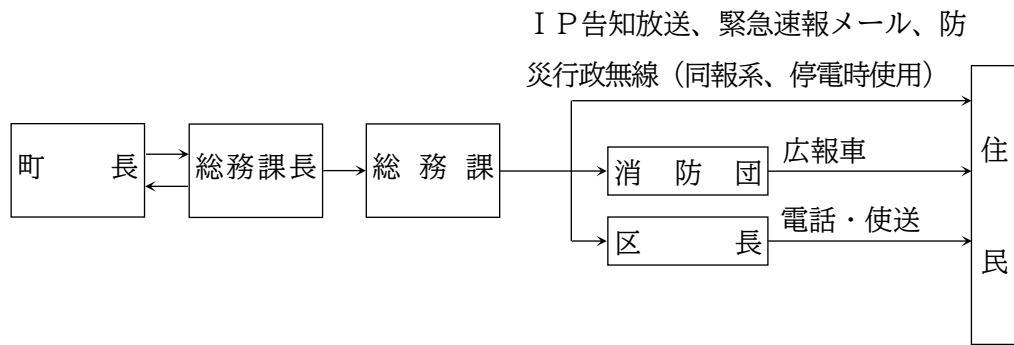
(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に1時間雨量120mm以上の激しい雨を観測又は解析した場合に発表される。

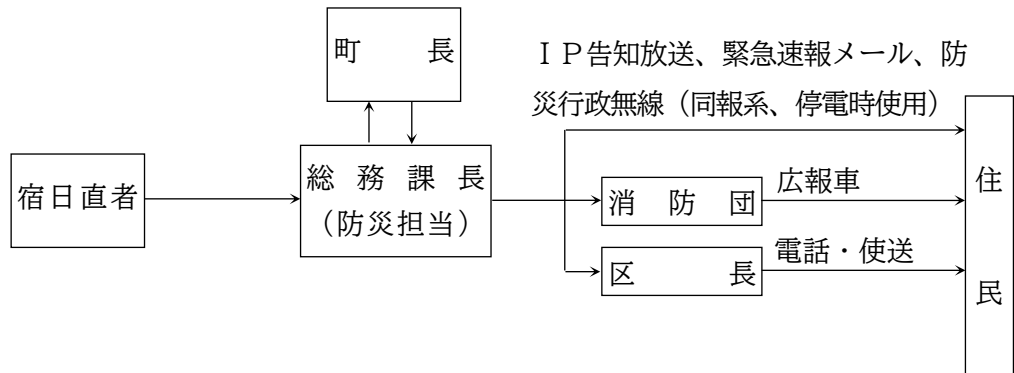
2 気象警報等の伝達

- (1) 気象台から通報を受けた県は、高知県総合防災情報システムにより、速やかに町、消防本部等に伝達する。
- (2) IP告知放送、緊急速報メール、防災行政無線（同報系、停電時使用）等を利用し、住民に対して警報等を伝達する。また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知するものとし、要配慮者への周知については、特に配慮するものとする。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



3 台風等説明会

高知地方気象台は、台風、大雨等により災害の発生が予想される場合、気象説明会を開催する。

4 火災気象通報

(1) 火災気象通報の通報と伝達

ア 高知地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報する。

高知において
 ◇高知地方気象台が定めた「乾燥注意報（最小湿度40%で実効湿度60%）」及び「強風注意報（平均風速12m/s）」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

イ 県は、火災気象通報を町（消防本部）に伝達する。

(2) 火災警報の発令

町（消防本部）は、次の場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発表する。

◇県から火災気象通報を受けた場合で、火災の予防上危険であると認めた場合

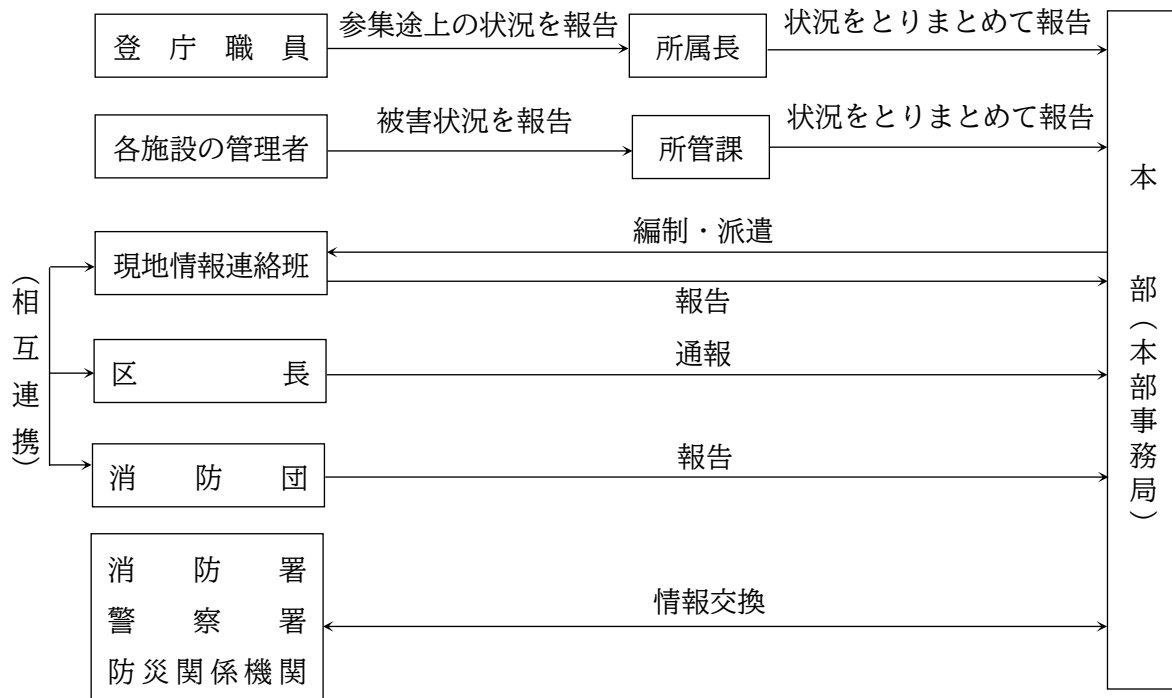
第3節 情報の収集・伝達

実施担当 全 部

町及び防災関係機関は、災害発生時に相互に連携し、被害情報を早期に収集して被害規模を把握する。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関等に伝達する。

1 情報の収集・伝達

次の活動により被災地や被害規模等の把握に努める。



2 被害状況の把握

現地情報連絡班町有車両が出動し、速やかに災害情報収集活動を実施する。なお、車両の通行が困難な場所においては、バイクや自転車、無人航空機(ドローン)、高所監視カメラ等を活用する。

3 被害状況の報告

(1) 県への報告

- ア (2)の状況について、県に報告を行う。
- イ 通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告を行う。この場合、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。
- ウ 町の報告は、高知県総合防災情報システムを優先利用する。

(2) 必要な情報の種類

- ア 災害の概況

- (ア) 発生場所
- (イ) 発生日時
- (ウ) 災害種別

イ 被害の状況

- (ア) 人的被害、住居被害等
- (イ) ライフラインの被害状況

ウ 応急対策の状況

- (ア) 応援の必要性
- (イ) 災害対策本部の設置及び解散
- (ウ) 消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況
- (エ) 避難指示の状況
- (オ) 指定避難所の設置状況（自主避難の状況を含む。）
- (カ) 実施した応急対策

エ その他必要な事項

(3) 報告の区分

ア 即報

報告すべき災害等を覚知したときは、災害発生後 30 分以内に第一報を報告し、以後判明したものの中から逐次報告する。

イ 確定報告

応急対策を終了した後 20 日以内に消防庁へ報告する。

(4) 報告の取り扱い

ア 被害状況等の報告は次の取扱要領等に基づいて行い、二つの報告は一体的に取り扱うものとする。

- (ア) 災害報告取扱要領
- (イ) 火災・災害等即報要領

イ 報告すべき災害の範囲

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 町が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (エ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (オ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)～(エ)の要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの
- (カ) 地震が発生し、町の区域内で震度4以上を記録したもの
- (キ) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

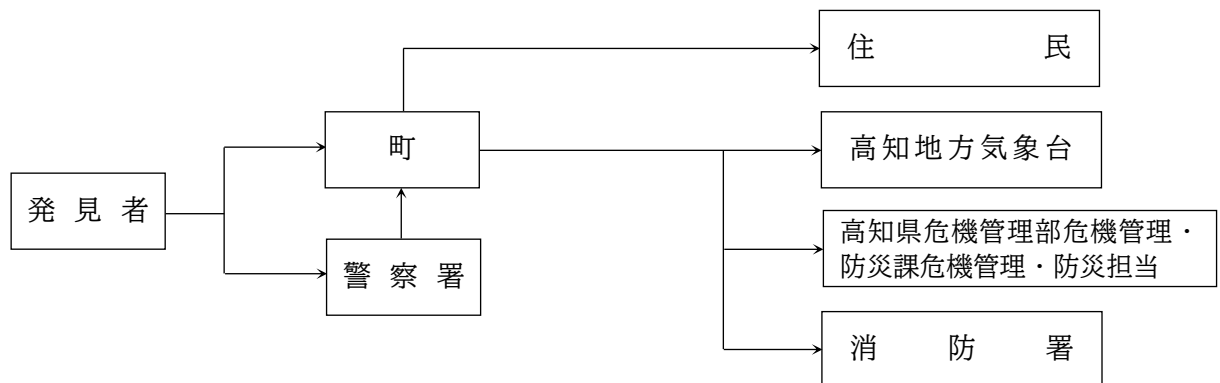
消防庁への報告先

区分		平日（9：30～17：45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	5-048-500-7527	5-048-500-7782
	FAX	5-048-500-7537	5-048-500-7789

3 異常現象発見時の通報

- (1) 災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく町長、警察官に通報する。
 - ア 水害（河川、ため池等）
 - 堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水等
 - イ 土砂災害・山地災害
 - 山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下等
 - ウ 異常気象現象
 - 竜巻など異常な気象現象等
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。
- (3) 町長は、必要に応じ高知地方气象台、県（危機管理・防災課）及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図る。

異常現象発見時の伝達系統



被害の認定基準

被害区分		説 明
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者とする。 （重 傷） 1か月以上の治療を要する見込みの者 （軽 傷） 1か月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物とする。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない建物）が付着している場合には同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 （同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については1世帯とする）
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

被害区分		説明
住家被害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものである（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。
	非住家	住家以外の建物で被害報告の他の項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、その部分は住家とする。全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
その他被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法第1条に規定する学校をいい、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結する河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	

被害区分		説明
その他被害	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給中止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地・農業用施設・林業用施設・漁業施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村の数とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス・農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木・苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・漁具・漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具とする。

第4節 通信連絡

実施担当 本部事務局

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関及び住民との間における気象等に関する警報等及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速確実を図るとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

1 非常時の通信手段の確保

通信手段の確保は、通信網の被害状況によるが、おおむね次による。

(1) IP告知放送による通信

IP告知放送の外部スピーカーを通じて全住民に情報を伝えることができる。また、光電話の設置されている住民へIP告知端末を配布しており、災害時の連絡手段として活用する。

(2) 町防災行政無線による通信

町防災行政無線による通信は、同報系と移動系がある。

ア 同報系

町役場に設置している同報用親局により、停電時には、町内全域に外部スピーカー（バッテリーを有す）を通じて、気象警報等や災害に関する各種情報等を住民に伝達する。

イ 移動系

町役場に設置している基地局と車載型、携帯型等の陸上移動局との間において、町内の災害に関する情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行う。

また、非常災害時に備え、必要に応じて陸上移動局の事前配備等の緊急連絡体制をとる。

(3) デジタル簡易無線

職員同士及び自主防災組織代表者（指定避難所）との通信に利用する。

(4) 災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備が麻痺状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話となる。災害発生時には比較的かかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

(5) 県防災行政無線による通信

災害時における県との連絡に当たっては、無線電話及びファクシミリを利用して広く正確な情報交換を行う。

(6) 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づき、

無線局は非常通信を行うことができるので、次のとおり活用するものとする。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する防災関係機関（消防署・警察署等）に依頼するものとするが、この場合あらかじめその防災関係機関と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

(7) アマチュア無線の活用

アマチュア無線については、町防災行政無線が混乱若しくは使用不能となった場合に、有効的な活用となりうる。

(8) 高知県総合防災情報システム

県への報告、県からの各種情報の受領に活用する。Lアラートを経由しマスコミへの報告に利用することができる。

2 通信設備の応急復旧

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、町、県及び防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。このため、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（発電用施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材等、応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備を行っておくことが必要である。なお、町役場や本山町プラチナセンターの発電機等は長時間の大規模な停電時を想定した非常用電源の確保に努める。

3 緊急放送の要請

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、災害対策基本法第57条の規定により放送局に緊急放送を要請することができる。

この場合、町長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に連絡がとれない場合において特に緊急を要するときは、直接放送局に要請するものとし、事後県に報告することとする。

(1) 放送要請事項

ア 町の地域の大半にわたる災害に関するもの

イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

4 孤立地域との通信連絡

災害により通信が途絶し、車両、徒歩による連絡が困難な孤立地帯が発生した場合、町は、デジタル簡易無線、衛星携帯電話、アマチュア無線、衛星通信を活用したインターネット機器、バイク等を活用した通信の確保に努めるとともに、県への要請により県消防防災ヘリコプターを活用し、孤立地域との連絡を図る。

5 機能の確認

町、県等の防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行う。

また、各通信事業者は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努める。

第5節 応援要請

実施担当	本部事務局
------	-------

町のみに対応能力では対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施する。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心掛ける。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行う。

1 他の市町村及び県に対する応援要請

(1) 他の市町村への要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第 67 条及び「高知県内市町村災害時相互応援協定」（資料 1 - 5 参照）に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。

(2) 県への要請

町長は、災害対策基本法第 68 条に基づき、知事に対して応援を要請することができる。

(3) 要請の方法

要請にあたっては、次の事項を明らかにし、電話をもって行い、後で文書を送付する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする職員の職種別人員数
- エ 応援を必要とする場所及び期間
- オ その他職員の応援について必要な事項

2 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災害対策基本法第 29 条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、災害対策基本法第 30 条に基づき、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

この場合の要請方法については、1 (3) に準ずるものとする。

3 民間団体等の活用

町長は、災害応急対策の実施に当たり、必要があると認めるときは、次の団体等に協力を要請する。

- (1) 日本赤十字社奉仕団
- (2) 高知県農業協同組合本山出張所

- (3) 本山町商工会
- (4) 本山町森林組合
- (5) 区長会
- (6) 高知県建設業協会嶺北支部
- (7) 本山町生活改善グループ
- (8) 本山町自主防災組織連絡協議会
- (9) その他必要な団体

第6節 広報活動

実施担当	本部事務局
------	-------

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報について、様々な手段で広報する。

特に、被災者に対しては、情報をきめ細かく伝達する。

1 災害広報の内容

- (1) 被害状況
 - ・人的、物的被害
 - ・公共施設被害など
- (2) 地震関連情報
 - ・気象庁の発表する地震に関する情報
 - ・地震による二次災害の危険性の注意喚起
- (3) 安否情報
 - ・災害による安否不明者、行方不明者、死者の情報については、県及び町の個人情報保護条例に基づき、適切に判断
- (4) 応急対策情報
 - ・応急対策の実施状況
- (5) 生活情報
 - ・電気、電話、ガス、水道などの復旧状況
 - ・指定避難所情報
- (6) 住宅情報
 - ・仮設住宅
 - ・住宅復興制度
- (7) 医療情報
 - ・診療可能施設
 - ・心のケア相談
- (8) 福祉情報
 - ・救援物資
 - ・義援金
 - ・貸付制度

- (9) 交通関連情報
 - ・道路規制
 - ・バスの状況
- (10) 環境情報
 - ・災害ごみ
- (11) ボランティア情報
 - ・ボランティア活動情報
- (12) その他
 - ・融資制度
 - ・各種支援制度
 - ・各種相談窓口

2 広報の手段

あらゆる広報媒体を利用して、有効、適切と認められる方法により広報を行う。

- (1) IP告知放送
- (2) 防災行政無線（同報系）による広報（停電時使用）
- (3) 報道機関を通じたの広報
- (4) 広報紙の掲示、配布
- (5) 指定避難所への職員の派遣
- (6) 行政区、自主防災組織を通じたの連絡
- (7) 町ホームページ（HP）
- (8) 広報車による広報
- (9) 総合案内所、相談所の開設

3 被災者に対する情報伝達

要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した情報伝達を行う。

指定緊急避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、適切に情報提供がなされるよう努める。

4 報道機関に対する発表等

町長は、テレビ、ラジオ等による放送が必要と判断した場合には、県を通じて報道機関に対する協力を要請する。また、きわめて大規模な災害が発生した場合には、放送要請は、県を窓口にして「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きにより行う。

5 総合的問い合わせ窓口の設置

各種の問合わせに対応できる総合的な問合わせ窓口を設置する。

第7節 警戒活動

実施担当 **本部事務局、建設部**

町及び防災関係機関は、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行う。

1 水防指令に基づく活動体制

号種	配備基準	町の活動内容
準備	気象通報等を受けて水防本部が設置されるまで	土木事務所等と連絡をとり、職員を待機させる等、地域の状況に応じた準備体制をとる。
水防指令第1号	気象注意報、気象警報等の状況判断により発令 1 大雨注意報、洪水注意報が高知地方気象台から発表され、当該河川流域内に相当の降雨が予測され、水位が消防団待機水位に達したとき 2 大雨警報、洪水警報が高知地方気象台から発表されたとき 3 河川に相当な被害をもたらすと予想される台風の中心が東経125～145度の間において北緯26度に達したとき 3 気象台からの発表がなく、土木事務所管内に局所的な集中豪雨等があった場合、雨量、水位等の状況により必要と認めるとき	1 土木事務所等から第1号の発令を了知したときは、直ちに水防体制に入るとともに、水防関係者に所定の指示を行う。 2 水防本部を設置したときは、直ちに土木事務所等に通知する。
水防指令第2号	水防指令第1号の状況で、河川が水防団待機水位を超え、さらに上昇中のとき	1 土木事務所等から第2号の発令を了知したときは、引き続き万全の水防体制を整える。 2 特に次の事項に留意する。 (1) 水防団の準備 (2) 水防資器材の整備 (3) 避難場所、経路の再確認 (4) 輸送の再確認 (5) 他の水防管理団体への応援要請の必要性 (6) 自衛隊派遣要請の必要性 (7) 警察署長に対する避難誘導、警備の準備態勢要請 (8) 諸報告の円滑な業務確認

号種	配備基準	町の活動内容
水防指令 第3号	水防指令第2号の状況で、河川が氾濫注意水位に達したとき	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防区域の巡視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と裏側の2班に分かれ巡回する。 2 特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに土木事務所長及び警察署長に報告するとともに、水防作業を開始する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 堤防の溢水状況 (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ (3) 天端の亀裂又は沈下 (4) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合 (6) 橋梁その他の建造物と堤防との取付部分の異常 3 必要があれば次の事項を要請する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 土木事務所長等に対する技術上の協力及び県水防本部長に対する自衛隊派遣の連絡 (2) 隣接する水防管理団体に対する協力要請（水防法第16条） 4 重要な水防箇所に伝令を配置する。 5 水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域内の居住者又は水防現場に居る者をして水防に従事させる。 6 必要により、危険区域の住民に対し、避難の準備を命ずる。
水防指令 第4号	水防指令第3号の状況で、河川が氾濫注意水位を超え、さらに上昇し、決壊、溢流等のおそれがあるとき	<ol style="list-style-type: none"> 1 堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を可能な限りの方法を用いて地域住民に周知するとともに、土木事務所等の長及び氾濫のおそれのある隣接水防管理者、並びに関係機関等に通報しなければならない。
水防指令 第5号	水防指令第4号の状況の後、河川における水防活動の効果がなく、必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを指示するとき	<ol style="list-style-type: none"> 2 できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。 3 必要ときに警察署長に対し、警察官の出動を要請し、居住者の避難誘導、立退き後の家屋及び指定避難所の警備等を求めることができる。 4 上記の要請のほか、洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、時機を失することなく必要と認める地域内の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示することができる。この場合、警察署にその旨を通知しなければならない。 5 協力を要請された水防管理者は水防団体等に対し、所要の器具資材を携行させ、できうる限り応援する。この派遣される者は、要請をした水防管理者の所轄下で行動する。

号種	配備基準	町の活動内容
		6 破堤溢流等により被害を生じたときは、土木事務所長等に対し、次の報告を行うものとする。 (1) 日 時 (2) 場 所 (3) 人の被害 (4) 家屋・田畑・橋の流失・道路の決壊・破堤等の事実 (5) 被災概算 (6) 復旧見込等の所要事項 (7) これによる周辺への影響
水防指令解除	河川の水位が氾濫注意水位以下になり、危険がなくなったとき	1 水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防活動の停止を命ずる。 2 水防活動の停止は、これを一般住民に周知するとともに、土木事務所等に通報するものとする。

2 気象等の観測及び通報

雨量、水位等の観測情報については、高知県総合防災情報システムにより得ることができるが、土木事務所等と積極的に連絡をとり合う等、情報の共有化に努めるものとする。

また、町長は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、観測した河川の水位を県及び関係する他の市町村長へ通報する。

ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、県及び町長に水位状況を通報する。

3 早明浦ダムの流量観測等

- (1) ダム管理者である水資源機構は、「早明浦ダムに関する施設管理規程」に基づき、洪水流量調整を行っている。県と連携し、水資源機構との情報交換により、早明浦ダムの流量を把握する。
- (2) ダムからの放流により、濁流が発生するおそれがあるときは、直ちに消防団を出動させ、過去の災害発生地域を中心に警戒活動、水防活動を実施する。また、その状況を住民に周知するとともに、必要に応じて、危険の高い地域に対し、避難立ち退きの指示を行う。

4 水防活動

- (1) 町長は、消防団に準備又は出動の命令を出し、次の水防活動を行う。
 - ア 水防に必要な資機材の点検整備
 - イ 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
 - ウ 重要箇所を中心にした巡回
 - エ 異常を発見したときの水防作業と町への通報
- (2) 安全配慮

水防団（消防団）員自身の安全に留意して水防活動を実施する。

5 土砂災害警戒活動

- (1) 危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- (2) 必要に応じて県が指定する土砂災害警戒区域以外の区域に対し、警戒活動の実施区域の設定を行う。

6 住民の避難が必要な場合の通報

- (1) 管理する施設において、住民の避難が必要な状況が発生すると予想される場合は、直ちに住民に通報する。
- (2) 堤防その他の施設が決壊したとき、また越水を確認したときは、町長、水防団長、消防機関の長は、直ちに地域住民に周知する。また、県及びはん濫のおそれのある隣接市町並びに関係機関に通報する。

第8節 避難活動等

実施担当	全 部
------	-----

町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある住民に対し避難のための立ち退きを指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図るとともに、それらの避難者及び居住の場所を失った者を一時的に収容するための避難所等について定める。

1 住民の自主的な避難

住民は、災害発生時には、予め町や自主防災組織等で決めた避難の目安を使い、周囲の状況等により避難が必要であると判断したときには、自主的に避難し、その旨を町に連絡する。

町は、平素から危険地区、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難の方法等を周知するとともに、住民が自主的な避難や緊急避難ができるよう指導をしておく。

また、夜間の局地的な大雨時の避難等は、かえって生命又は身体に危険が及ぶ場合がある。自宅等の屋内の安全な場所で待機した方が安全な場合は、自主的な判断が必要となる。

2 広報

予め定めた広報の計画により、気象予警報の発表や雨量等の観測情報を住民に広報する。

3 緊急的な避難誘導

集中豪雨など突発的な災害が発生し、町の体制が整う前に危険が目前に迫っているとき、消防団は予め定めた避難誘導計画により住民を避難誘導する。

4 避難指示等（「避難指示」、「緊急安全確保」又は「高齢者等避難」）

(1) 災害対策基本法に基づく「避難指示」又は「緊急安全確保」

災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難指示又は緊急安全確保を発令する。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことや、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知に努める。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(2) 「高齢者等避難」

要配慮者、特に避難行動に時間のかかる避難行動要支援者に対しては、あらかじめ定めた判断基準に基づき、警戒レベルを用いて、早めの段階で高齢者等避難を発令する。特に、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における情報の提

供に努める。

また、町長は、高齢者等避難や避難指示の発令について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる地域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難場所や避難経路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

(3) 避難誘導

避難指示等を発令したときは、警察や消防機関の協力を得て、あらかじめ定めた避難誘導計画に基づき、迅速に住民の避難を実施する。

(4) 町内河川に係る避難指示等の発令基準

町長は、気象庁の洪水キキクル等を参考に総合的に判断し、危険度が高まっている地域に避難指示等を発令するものとする。

次のいずれかに該当する場合には、避難指示等の発令を検討する。

【警戒レベル3】 高齢者等避難

ア 町内河川に設置されている水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル3）に到達した場合

吉野川（本山橋水位観測所）：10.5m（氾濫注意水位）

イ 町内河川の水位観測所の水位が水防団待機水位を越えた状態で、次の(ア)～(ウ)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

(ア) 町内河川の水位観測所上流の危機管理型水位計の水位が急激に上昇している場合

(イ) 町内河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の実況又は予測値が洪水警報基準に到達する場合）

(ウ) 町内河川の水位観測所上流で大量または強い降雨が見込まれる場合

ウ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合

エ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発表）

オ 早明浦ダム・高知分水管理所から異常洪水時防災操作の予測に係る情報提供があった場合

○住民に求める行動は、次が考えられる。

ア 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、計画された指定避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始）

イ 上記以外の者は、自主的な避難又は避難準備開始

【警戒レベル4】 避難指示

ア 町内河川の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合

吉野川（本山橋水位観測所）：12.6m

イ 町内河川の水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次の(ア)～(ウ)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

- (ア) 町内河川の水位観測所上流の危機管理型水位計の水位が急激に上昇している場合
- (イ) 町内河川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の実況又は予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）
- (ウ) 町内河川の水位観測所上流で大量または強い降雨が見込まれる場合
- ウ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
- エ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- オ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
- カ 早明浦ダム・高知分水管理所から異常洪水時防災操作の3時間前予測又は1時間前予測の通知があり、下流河川で氾濫のおそれがある場合
- 住民に求める行動は、次が考えられる。
 - ア 高齢者等避難の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了
 - イ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

【警戒レベル5】 緊急安全確保

- ア 町内河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合
吉野川（本山橋水位観測所）：13.1m
- イ 町内河川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）
- ウ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- エ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のため発令対象地区を限定する）
- オ 早明浦ダム・高知分水管理所から異常洪水時防災操作開始の通知があり、下流河川で氾濫のおそれが高まった場合
- カ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
- 住民に求める行動は、次が考えられる
 - ア 既に災害が発生している又は切迫している状況であり、生命を守るための最善の行動

(5) 土砂災害に係る避難指示等の発令基準

町長は、気象庁の土砂キキクルや高知県の土砂災害危険度情報等を参考に総合的に判断し、危険度が高まっている地域に避難指示等を発令するものとする。

また、次のいずれかに該当する場合には、避難指示等の発令を検討する。

【警戒レベル3】 高齢者等避難

- ア 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ土砂キキクルもしくは高知県の土砂災害危険度情報の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相

当情報[土砂災害])となった場合

- イ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- ウ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

【警戒レベル4】 避難指示

- ア 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合
- イ 土砂キキクルの危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）、もしくは高知県の土砂災害危険度情報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合
- ウ 大雨警報（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- エ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- オ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
- キ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

【警戒レベル5】 緊急安全確保

- ア 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合
- イ 土砂キキクルの危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合
- ウ 土砂災害の発生が確認された場合

(6) 避難指示等の実施責任者

実施責任者	実施内容	根拠法令
町長	○要配慮者、特に避難行動に時間のかかる避難行動要支援者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性が高まったとき、高齢者等避難を発令する。	災害対策基本法第56条第2項
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難の指示をする。 ○災害が発生し、又はまさに発生しようしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待機その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。	災害対策基本法第60条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害が発生した場合で、当該災害により町長が避難のための立ち退き指示をできなくなったとき、町長に代わって実施する。	災害対策基本法第60条第6項
	○災害が発生した場合で、当該災害により町長が警戒区域の設定ができなくなったとき、町長に代わって実施する。	災害対策基本法第73条
警察官	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示が必要と認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示をすることができる。この場合は、警察官は、速やかにその旨を町長に通知しなければならない。	災害対策基本法第61条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、町長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条第2項
	○災害の発生により危険な事態が生じ、特に急を要する場合には、その危険を避けるための避難の指示をすることができる。この場合、その旨を公安委員長に報告しなければならない。	警察官職務執行法第4条

実施責任者	実施内容	根拠法令
知事又はその命を受けた県職員及び水防管理者	<p>○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。</p> <p>○水防管理者が指示を実施する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。</p>	水防法第29条
知事又はその命を受けた吏員	<p>○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。</p> <p>○この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。</p>	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<p>○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。</p>	自衛隊法94条

(7) 避難指示等の内容

避難指示等の発令は、可能な限り次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。また、対象地域の住民の積極的な避難行動に繋がるよう、警戒レベルを用いるとともに、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品
- カ 避難行動における注意事項

(8) 避難指示等の伝達方法

- ア 避難指示等を行った場合、直ちに対象地域の住民に対して、IP告知放送、広報車等による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その周知徹底を図る。
- イ 特に要配慮者への伝達については、消防署、消防団及び自主防災組織等が戸別訪問して確認する等、十分に配慮する。
- ウ 避難指示の発令・周知に当たっては、IP告知放送において、町長が自ら避難を呼びかける等の方法で、危険が迫っていることを住民に認識させるよう努める。
- エ IP告知放送等での伝達の際、先に警報（サイレン）を一斉に鳴らした後に避難情報を放送する等、住民に注目させる工夫が必要である。

5 避難指示等の解除

避難指示者は、十分に安全であることを確認した上で、避難指示等の解除を行う。

6 県水防計画に基づく避難のための立ち退き

(1) 町長の指示

自ら管轄する堤防等が破堤した場合又は破堤の危険に瀕する等、洪水等により非常に危険が切迫し人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたとき、町長は、直ちに必要と認める区域の住民に対し立ち退き又はその準備を指示する。

町長は当該区域を所轄する警察署長に通知し、実施した内容を県に報告する。

(2) 知事又はその命を受けた職員の指示

洪水等により非常に危険が切迫し人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたとき、知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立ち退きを指示する。

7 屋内での待機等の安全確保措置

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待機その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

8 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域を設定する。

(1) 実施者

- ア 町長、町職員（災害対策基本法第 63 条）
- イ 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第 21 条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）
- エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項 町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の 3 点である。

- ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 住民等への周知

警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示等と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

9 避難誘導

(1) 避難誘導體制の確立

災害時における避難にあたっては、近隣住民の相互協力によるところが大きいことから、町は行政区、自主防災組織等と連携し、地区単位の集団で行動するよう徹底を図る。

ア 避難誘導責任者を当該地区の区長とし、誘導員を当該地区の消防団員とする。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路の要所等に誘導員又は町職員を配置するとともに、警察署の協力を得て、適切な避難誘導を行う。

ウ 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に避難誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに、強い意思をもって誘導にあたり、住民が混乱に陥らず安全に避難できるよう努める。

エ 避難した地域については、事後速やかに残留者の有無を確認する。

(2) 避難の順序

高齢者、幼児、障がい者、傷病者等の要配慮者を優先させる。その際、要配慮者の状況把握については、社会福祉施設を含め、行政区、民生委員・児童委員、地域住民と連携して行う。

(3) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示する。

10 指定避難所の開設

(1) 収容者

住居に被害を受け、又はそのおそれがあるために避難した者で、一時的に指定避難所に収容する必要がある者とする。

(2) 設置の方法

ア 町が定める指定避難所（資料4-1参照）を開設する。指定避難所の被害状況を早急に把握するが、適当な施設がないときには、テント等を借り上げて野外に設置する。

イ 必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

ウ 災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町村長と協議し、近隣市町村長に本町の住民の収容を委託し、あるいは近隣市町村の建物又は土地を借り上げて指定避難所を設置する。

エ 指定避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

(3) 設置及び収容状況の報告

指定避難所を設置したときには、次の事項を県に報告する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

11 指定避難所の管理・運営

(1) 管理・運営にあたっての留意事項

- ア 運営に関しては、避難者、住民、自主防災組織の協力が得られるように努める。また、必要に応じて県等関係機関に協力を求める。
- イ 避難者のニーズの早期把握に努める。また、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- ウ 避難生活に不足する物資の調達を行う。
- エ 避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性や個人のニーズの違い等多様な視点に配慮した指定避難所の運営に努める。
- オ 避難者の健康状態を十分に把握し、必要に応じて医療救護所を設置する。
- カ 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指示し、できる限り短期間の収容にとどめる。
- キ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館等への移動を避難者に促す。
- ク 指定避難所は、避難者の協力を得て、運営を図る。その際、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- ケ 必要に応じ避難者の総合的な相談窓口を設置する。
- コ 避難生活が長期化することに備え、避難者の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、心のケアを含め対策を行う。
- サ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用のゲージ等の確保に努める。
- ス 特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等にて混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- セ 避難所における新興・再興感染症等の感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- ソ 新興・再興感染症等の感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養

者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

- タ 食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- チ 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- ツ やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
- テ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館等への移動を避難者に促す。
- ト 必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。
- ナ 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- ニ 避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

(2) 要配慮者への対応

- ア 指定避難所で生活する高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。
- イ 集団的な避難生活に適応できない要配慮者のために、指定避難所内に福祉避難スペースを設置するよう努める。
- ウ 福祉避難所（資料4-2参照）は以下のとおりとする。

- (ア) 本山町保健福祉センター
- (イ) 障がい者は「本山育成会 しゃくなげ荘」

(3) 在宅避難者への対応

指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

12 広域避難

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の借受が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第9節 災害拡大防止活動

実施担当 救助部、建設部

災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

1 消防活動

- (1) 町域に火災が発生した場合には、消防本部、消防団は、人命の安全確保のための消防活動を優先的に実施する。また、住民や自主防災組織に対し、出火防止・初期消火等について呼びかける。
- (2) 災害の規模が大きく、関係機関の応援を必要とするときには、県及び他市町村に対し、応援出動を要請する等、必要な措置をとる。
- (3) 町長は、消防本部と協議し、自らの消防力のみで対処できないと判断した場合、県知事に対して緊急消防援助隊等の応援を要請する。

2 人命救助活動

- (1) 人命の救助は、すべての活動に優先するため、各種活動は、人命救助活動の妨げとなる場合は規制をする。
- (2) 人命救助活動は、町が行い、県等他の機関は、町の活動に協力することを基本とする。
- (3) 災害発生時の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施に努める。
- (4) 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、行方不明者に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談に応じるとともに、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他の必要事項を聴取・記録の上、消防署、警察署等に職員を派遣する等、防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。
- (5) 救出活動に当たっては、町職員、消防団、消防署、警察署、自衛隊派遣部隊等との連携を密にし、迅速に実施する。
- (6) 町のみでは対応できないほど多数の負傷者が発生した場合には、県及び他市町村に対し、応援出動を要請する。

3 被災建築物等の応急危険度判定

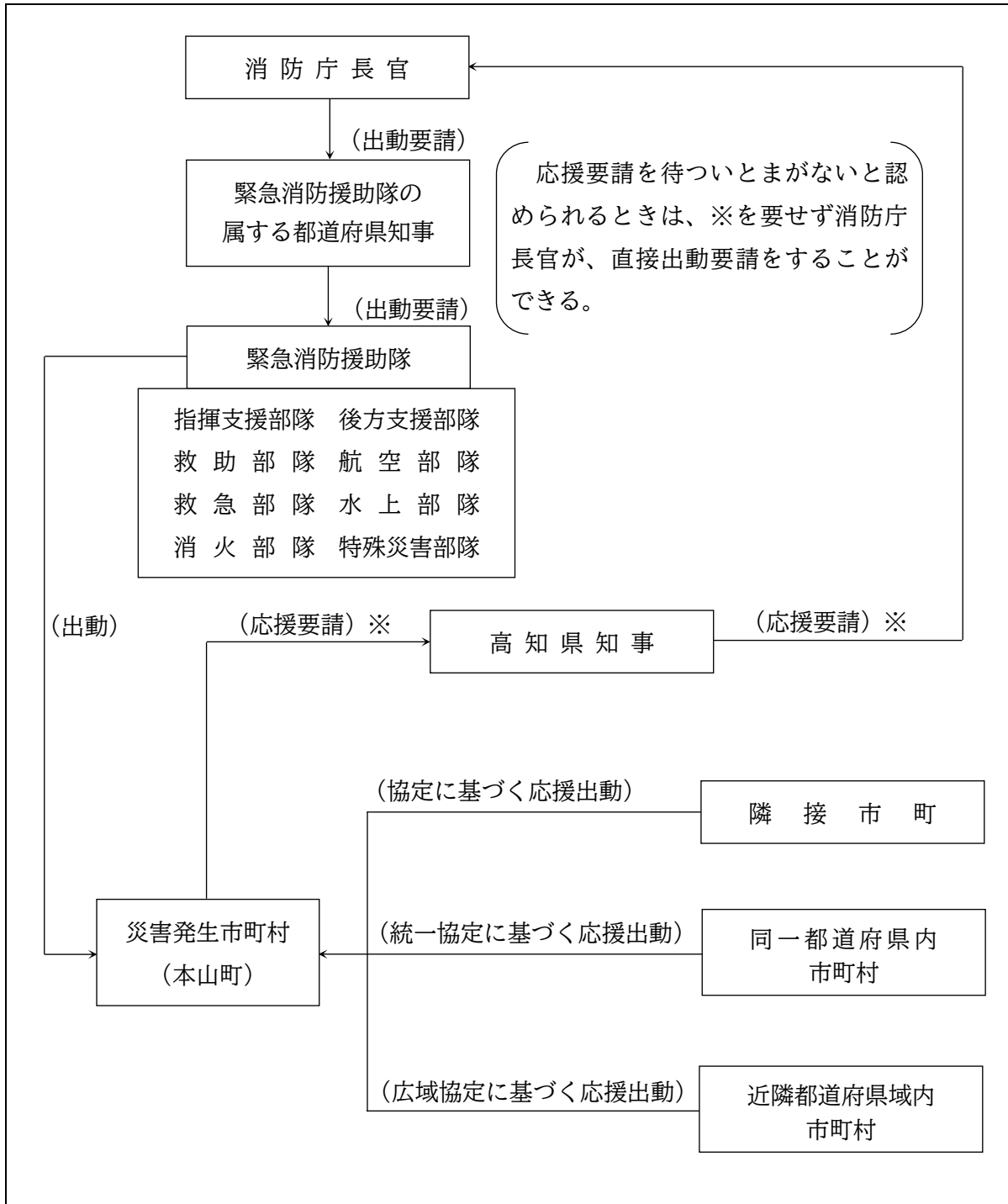
県の作成した活動計画に基づき、判定実施計画を作成のうえ、建築物等の倒壊による二次災害を防止するため、被災した建築物等が安全であるかどうかの判定活動を建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を得て実施する。

また、必要に応じて県に対し、技術者の派遣についての支援を要請する。

4 被災宅地の応急危険度判定

実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、県の協力を得て、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、早期の応急対策に努めるとともに、関係機関や住民に周知を図り、速やかに適切な避難対策を実施する。

大規模災害時の緊急消防援助隊の対応図



第10節 緊急輸送活動

実施担当 経済部

災害発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組む。

1 緊急輸送の優先順位

次の活動に必要な人員及び物資の輸送を優先する。

第1段階	(1) 救助・救急活動 (2) 医療救護活動 (3) 消防・水防活動 (4) 国及び地方公共団体の応急対策活動 (5) ライフライン事業者の応急復旧活動 (6) 緊急輸送施設等の応急復旧、交通規制活動
第2段階	(1) 第1段階の継続 (2) 給食・給水活動 (3) 負傷者等の被災地外への輸送活動 (4) 輸送施設の応急復旧活動
第3段階	(1) 第2段階の継続 (2) 復旧活動 (3) 生活救援物資輸送活動

2 緊急輸送体制の確立

県の緊急輸送体制との整合を図りながら、次の施設を指定・確保して、町内の緊急輸送体制を確立する。

(1) 防災上の拠点施設

- ア 町役場庁舎
- イ ヘリコプター臨時離着陸場（資料5-2参照）
- ウ 物資輸送拠点（資料5-2参照）

(2) 緊急輸送道路

町の基幹道路及び(1)の施設と基幹道路を結ぶ道路等を緊急輸送道路として指定し、本章第11節「交通確保対策」により、交通規制を実施する等、必要な措置をとる。

3 輸送力の確保

(1) 陸上輸送

- ア 町保有車両の活用
町が保有する車両の適正配置に努め、効率的な輸送を実施する。
- イ 民間保有車両等の借り上げ
町有車両のみでは輸送力に不足が生ずる場合には、町内の事業者等が保有する車両を借

り上げて実施する。

ウ 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県に対し調達、斡旋を要請する。

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時

(2) 空中輸送

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合には、「高知県消防・防災ヘリコプター応援協定」(資料1-7参照)に基づく県消防防災ヘリコプターの派遣又は自衛隊ヘリコプターの派遣を県に要請する。

第11節 交通確保対策

実施担当 本部事務局、建設部

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施する等交通の確保に努める。

1 交通規制の実施

(1) 町（道路管理者）の措置

ア 町（道路管理者）は、次の場合において交通規制を実施する。この場合、警察署との連絡を密にして行う。

- (7) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき
- (4) 道路工事のためやむを得ないと認められるとき

イ 交通規制を行うときは、その内容を立看板の掲示、報道機関の利用等により、一般に周知するものとする。

(2) 警察署の措置

警察署は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため通行の禁止及び制限を行う必要があると認めるときは、交通規制を行う。

(3) 路上放置車両等に対する措置

ア 警察官の措置

災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。

また、現場に管理者等がいなかったため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

イ 消防吏員の措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいなかった場合に限り、アの警察官のとり措置を行うことができる。

ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに警察署長に通知しなければならない。

ウ 災害派遣部隊の自衛官の措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいなかった場合に限り、アの警察官のとり措置を行うことができる。

ただし、自衛官のとった措置については、直ちに警察署長に通知しなければならない。

エ 道路管理者の措置

道路管理者は、道路上において放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるとき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(4) 緊急通行車両の確認

ア 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。

イ 知事及び公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項に規定された緊急通行車両については、使用者の申し出により確認を行い、所定の様式の標章及び証明書を交付する。

ウ 公安委員会は、災害応急活動を迅速・円滑に行うために、あらかじめ緊急通行車両として使用されるものに該当するかどうか事前届け出により審査する。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(5) 交通規制時の車両の運転者の義務

車両の運転手は、通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法第76条の2の規定に基づき、通行禁止区域外へ移動するか、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車するものとする。

2 道路施設等の応急復旧

(1) 道路、橋梁等の応急措置

町（道路管理者）は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、緊急交通路の確保を最優先に道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図る。

(2) 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

ア 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は町長は、相互に連絡するとともに、町長は、被害状況の調査にあたる。調査の結果、支障箇所を発見したときは、その道路名、箇所、その他被害状況等を防災関係機関に連絡する。

ウ 道路管理者及び簡易水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

第12節 飲料水の確保・調達

実施担当 経済部

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護するものとする。

1 給水源の確保

災害により簡易水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水地及び給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

(1) 簡易水道施設等による給水源の確保

応急給水の水源は、浄水場、配水池等の水道施設を主体とする。

ア 簡易水道施設等の被害状況を把握し、速やかに復旧に努める。

イ 応急復旧工事は、指定水道工事事業者に要請し、被災後速やかに復旧する。

ウ 応急復旧は、①配水池への送水管路 ②医療機関、医療救護拠点、地域防災拠点への管路 ③給水区域拡大のための仮設配水管路の順とする。

(2) その他による給水源の確保

水源がさらに不足する場合は、自然水などの水をろ過、滅菌して供給する。

2 応急給水用資機材の確保

給水タンク等については、給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、県、自衛隊等への応援要請により確保する。

3 応急給水の実施

一人当たり1日3リットルを目途に、飲料水を供給するよう努める。

また、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの間とする。

(1) 拠点給水

ア 応急給水は、拠点給水とし、要所に仮設共用栓、水槽等を設置する。

イ 指定避難所、嶺北中央病院、総合福祉ゾーン天空の里等、災害時緊急給水対象施設については、給水タンク等で個別に給水する。

(2) 要配慮者への配慮

戸別給水でないため、特に高齢者や障がい者にとっては水の運搬が大きな負担となる。このため、必要な場合は、町災害ボランティアセンターに登録しているボランティアに対し、在宅要配慮者への支援を要請する。また、行政区等を通じた住民相互の協力を呼びかける。

(3) 給水に関する広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等については、IP告知放送、防災行政無線（同報系、停電時使用）等により、周知する。

また、自己努力により飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

給水拠点候補地

- | | |
|--------------------|----------------|
| ・ 本山町役場 | ・ 本山町社会福祉会館 |
| ・ 本山小学校 | ・ 東部コミュニティセンター |
| ・ 高知県立嶺北高等学校・嶺北中学校 | ・ 吉野公民館 |

4 応援要請

管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達あっせんを要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車のみ借上げの場合はその必要台数

第13節 食料の確保・調達

実施担当 救助部、経済部

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

1 食料の調達

食料の調達は、次の方法により行う。

- (1) 町備蓄物資の放出
- (2) 農協、農業公社等の協力による調達
- (3) 「高知県内市町村災害時応援協定」(資料1-5参照)に基づく県内市町村への応援要請
- (4) 高知農政事務所に対する米穀及び乾パン等の供給要請(県を通じて要請)

2 食料の供給

(1) 供給対象者及び品目等

ア 供給対象者

被災者及び救助作業、急迫した災害の防止、あるいは緊急復旧作業の従事者とする。

イ 供給品目

米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とする。

ウ 要配慮者等への配慮

- (ア) 食料の供給にあたっては、要配慮者を優先して配分する。
- (イ) 乳幼児へのミルクや離乳食、高齢者への柔らかく温かい食べ物等、要配慮者に配慮した食料の配給に努める。
- (ウ) アレルギー対応食の確保と配給に努める。

(2) 炊き出しの実施

- ア 対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
- イ 炊き出しは、地域住民、自主防災組織、生活改善グループ、ボランティア等の協力により、町役場、集会所、学校等の給食施設を利用して行うものとする。
- ウ 炊き出し場所には町職員等責任者が立ち会い、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録するものとする。
- エ 必要に応じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請するものとする。

(3) 指定避難所における食料の供給

避難者に対する食料供給は、町が指定避難所の施設等を利用して調理し、又は調理不要な食品を確保し、配給する。

3 救援物資の保管・管理

- (1) 調達した物資は、被災者に供給するまでの間、物資輸送拠点（資料5－2参照）に集積し、一元的に管理する。
- (2) 配分するときには、必ず受払いの記録及び受領書を整備しておく。

第14節 生活必需品の確保・調達

実施担当 救助部、経済部

被災者等に対して、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給付又は貸与する。

1 生活必需品の調達

物資の調達は、被災者のニーズを把握した上で、次の方法により行う。

- (1) 町備蓄物資の放出
- (2) 農協・商工会の協力による調達
- (3) 「高知県内市町村災害時応援協定」（資料1-5参照）に基づく県及び県内市町村への応援要請

2 生活必需品等の供給

(1) 供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を消失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(2) 供給品目

被害状況及び世帯構成人員、ニーズに応じて、次の品目について現物を給付又は貸与する。その際には、要配慮者の特性や、個人のニーズ等様々な視点に配慮する。

なお、被災者のニーズは、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

- ア 寝具
- イ 外衣
- ウ 肌着
- エ 身の回り品
- オ 炊事道具
- カ 食器
- キ 日用品
- ク 光熱材料

(3) 要配慮者への配慮

社会福祉施設の管理者等と連携しながら、要配慮者に配慮した物資の供給に努める。

(4) 在宅避難者等への配慮

在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供与されるよう努める。

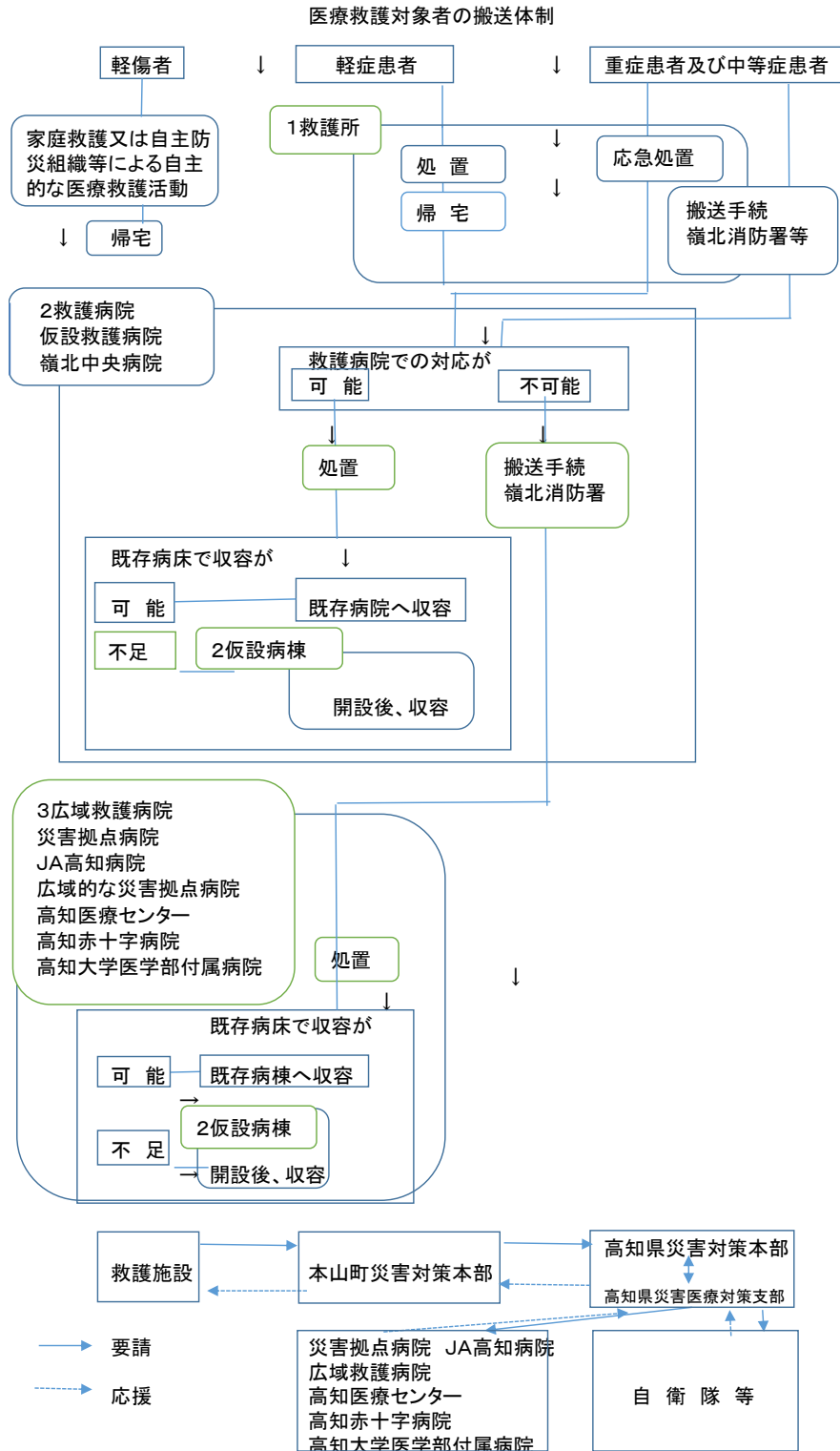
3 救援物資の保管・管理

- (1) 調達した物資は、被災者に供給するまでの間、物資輸送拠点（資料5-2参照）に集積し、一元的に管理する。
- (2) 配分するときには、必ず受払いの記録及び受領書を整備しておく。
- (3) 必要に応じて日本赤十字社高知県支部及び本山分区に毛布等の配布を要請するものとする。

第15節 医療・助産

実施担当 **救助部、病院部**

「本山町災害時医療救護計画」に基づき、関係機関と連携して医療活動を実施する。
活動の詳細については、資料6-1を参照のこと。



第16節 消毒・保健衛生

実施担当

救助部

大規模災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

1 衛生活動

- (1) 被災地域の衛生状態を把握する。
- (2) 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- (3) 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施する。

2 保健活動

防疫活動に必要な薬剤等は、町内の薬局等から調達するが、不足する場合には、県及び他市町村に対し、応援を要請する。

- (1) 被災地域の住民の健康状態を把握し、心のケアを含めた対策を行う。
- (2) 保健活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- (3) 関係機関の協力を得て、保健活動を実施し、要配慮者については、その特性に配慮する。
- (4) 住民の健康状態をもとに、必要に応じて医療機関や福祉保健所、介護福祉の関係機関へのつなぎを行う。

第17節 災害廃棄物処理

実施担当

救助部

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲み取り処分を適切に行うものとする。

なお、今後、「水害廃棄物対策指針」（平成17年6月7日環廃対発第050607001号）に基づき、廃棄物処理体制の整備を図るものとする。

1 し尿の処理

- (1) し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握する。
- (2) 汲み取りを要する地域の優先度を設定する。
- (3) 処理に必要な人員、物資を調達する。
- (4) トイレが使用不能となった場合、リース業者から仮設トイレを借り上げ、指定避難所その他必要と認める箇所に設置する。
- (5) 町のみで対応が困難な場合は、県を通じて他市町村等に応援を要請する。
- (6) し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
- (7) し尿処理を計画的に実施する。

2 生活系ごみ、避難所ごみの処理

- (1) 被害状況から災害時の生活ごみ、避難所ごみの量を想定する。
- (2) 処理に必要な人員、物資を算定し、調達する。
- (3) 生活ごみ、避難所ごみ等の災害廃棄物処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
- (4) 生活ごみ、避難所ごみの処理を計画的に実施する。
- (5) 災害後必要な場合は、通常の排出場所のほか、指定避難所等に仮設ステーションを設置する。
- (6) 処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、IP告知放送、防災行政無線（停電時）や広報紙（チラシ）を通じて住民に周知する。
- (7) 一度に処理できない場合は、町所有地等の中から一時保管場所を選定する。
- (8) 町のみで対応が困難な場合は、県を通じて他市町村等に応援を要請する。

3 災害廃棄物の処理

災害時には、がれき等の災害廃棄物が発生するが、その処理に関しては次の点に注意する。

- (1) 被害状況からがれき等災害廃棄物の量を想定する。
- (2) 処理に必要な人員、物資を算定し、調達する。
- (3) 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請する。
- (4) がれき等の災害廃棄物処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
- (5) がれき等の災害廃棄物処理を計画的に実施する。

- (6) 廃棄物処理には、危険物等が含まれることが想定されるため、関係者の安全確保を行う。
- (7) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県や近隣市町村へ協力を要請する。
- (8) 処理対象
個人住宅等から排出されるがれき等。なお、公共・公益施設及び事業所等から発生する災害廃棄物は、それぞれ自己処理を原則とする。その際にボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (9) 仮置場等の確保
倒壊家屋数等から災害廃棄物の発生量を予測し、必要な機材や事前に検討しておいた仮置場を確保する。
- (10) その他
破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

4 死亡した獣畜等の処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜等の処理は、原則として獣畜の飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、県との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

飼養者等からの要請があったときは、廃棄物処理施設で処理するよう指導する。

第18節 遺体の検案等

実施担当

救助部

多数の死者、行方不明者が発生した場合に、捜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

1 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、町において、消防団の労力により、また警察署、消防本部等の協力を得て、必要な舟艇その他機械器具等を借り上げて実施する。ただし、町において実施できないときには、関係機関の応援を得て実施する。

2 遺体の収容・処理

- (1) 遺体を発見したときは、速やかに警察署に連絡し、検分を依頼する。
- (2) 遺体の検案は関係法令に基づき、原則として県警察の検視班の指示により町の設置する検案所で医師が行う。迅速な検案を実施するため、検案所の環境整備を行う。身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。
- (3) 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間の遺体の安置場所及び検案所については、関連機関と連携し、被害の状況を考慮して適正な場所を選定し開設する。検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所にする。
- (4) 町において実施できないときには、関係機関の応援を得て実施する。
- (5) 段ボール製等の棺の備蓄に努める。

3 遺体の埋火葬

埋火葬の実施は、町において直接土葬若しくは火葬に付し、又は柩及び骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行う。

- (1) 事故死等による遺体は、警察署からの引き継ぎを受けた後、嶺北斎苑において火葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察署、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査を依頼する。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋葬については、行旅死亡人として取り扱う。
- (4) 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族がいない場合は、応急的に火葬又は土葬を行う。埋葬場所は町所有地とする。
- (5) 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼する。また、遺骨の引き取り者がない場合は、無縁墓地に埋葬又は納骨堂に収蔵する。
- (6) 町において実施できないときには、関係機関の応援を得て実施する。

第19節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

実施担当 救助部

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、町、住民等による協力体制を確立する。

1 町の活動

- (1) 指定避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れ方法について検討する。
- (2) 地域における被害動物相談及び災害死した動物の処理を行う。
- (3) 県の整備する動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力する。

2 民間団体の活動

- (1) 負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行う。

第20節 応急仮設住宅の建設等

実施担当 本部事務局、建設部、経済部

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与する。また、破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

1 応急的な住宅の確保

(1) 公営住宅

ア 入居可能な公営住宅の確保

速やかに入居可能な公営住宅の把握に努める。

イ 公営住宅への入居

入居可能な公営住宅に被災者が応急住宅として入居を希望したときは、入居を認める。

(2) 民間賃貸住宅の情報収集等（みなし仮設）

入居可能な民間賃貸住宅の情報提供等について、宅地建物取引業団体へ協力要請を行い、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 建設実施の決定

ア 災害救助法適用前

応急仮設住宅建設実施の決定は、町長が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の実施は、県知事が行う。

町長は、相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、県知事の補助機関（受託）として行う。

(2) 建設地の選定

公有地の中から諸条件を考慮し、応急仮設住宅の建設地を選定する。

(3) 着工及び供与の期間

災害発生の日から20日以内に着工する。供与期間は工事完了の日から2年以内とする。

(4) 建設の実施

応急仮設住宅建設の工事については、建築業者に協力を要請して行う。

(5) 入居者の選定

ア 入居資格基準

- (7) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること
- (1) 居住する住家がない者であること
- (7) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること

イ 入居者の選定

- (7) 応急仮設住宅の建設が必要であると認めるときは、入居申請受付窓口を設置する。窓口を設置したときは、その旨住民に周知する。
- (1) 入居資格基準に基づき、民生委員・児童委員等の意見を聞いて、入居者を選定する。選定にあたっては、次の者を優先する。
 - a 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者
 - b 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - c 特定の資産のない母子、寡婦世帯

3 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤立死や引きこもり等の防止及び住民のための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

4 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の実施者

災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理は、県からの通知に基づき、町長が実施する。なお、町において処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 対象者

- ア 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にあるもの
- イ 自らの資力では、住家の修理ができないもの
- ウ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできるもの

(3) 応急修理の給付内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度において、実施（給付）する。

(4) 修理対象住宅の選定

修理対象住宅の選定は、応急仮設住宅入居者の選定に準じて行う。

(5) 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1月以内に完了する。

(6) 修理の実施

住宅の応急修理実施に必要な資機材の調達、要員の確保について、建築業者に協力を要請して行う。

5 野外施設の設置

長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置する。

6 広域的な避難及び受け入れ

管内で避難場所等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

また、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、沿岸部からの被災者を可能な限り受け入れを検討する。その際は、新たな応急仮設住宅の整備が必要となる。

第21節 ライフライン等施設の応急対策

実施担当 本部事務局

簡易水道、電力、ガス等のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合には大きな混乱の原因となり、また、応急対策上障害となる。このため、これらライフライン施設の関係機関は、発災後、所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保に努めるものとし、迅速な応急復旧を行うため、機関相互において、緊密な連携の確保に努めるものとする。

1 簡易水道

- (1) 施設の復旧作業は、関係機関との連携を図りながら実施する。
- (2) 施設の復旧作業は浄水場及び本管、医療施設、緊急を要する施設の配水管等の重要施設から優先的に実施する。また、施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。
- (3) 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。
- (4) 町のみでの対応が困難な場合は、県等に応援を要請する。
- (5) 必要に応じて近隣の町から仮接続する。
- (6) 飲料水供給施設の復旧を支援する。

2 電力施設（四国電力送配電株）

- (1) 広報の実施
 - ア 被害の概況、復旧見込みについて公表する。
 - イ 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供する。
- (2) 要員・資材の確保
 - ア 被害の重要度・状況等に応じ、要員を効果的に投入し早期復旧を図る。
不足する場合は、必要に応じ関係事業者や町内外の他機関及び県の応援を要請する。
 - イ 災害対策用備蓄資機材・一般保守用予備資材を優先使用し、不足する場合は、災害地区外で保有する資材を投入する。また、状況に応じ関係事業者や町内外の他機関及び県に緊急転用措置を要請する。
- (3) 保安対策
 - ア 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施する。
 - イ 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のために必要な措置を実施する。
 - ウ 送電を再開する場合は、現場巡視等必要な措置をとった後実施する。

(4) 供給設備の復旧

ア 被害状況・優先順位を見極めながら、公共保安の確保に必要な災害応急活動の拠点等について、関係機関と協力し、可能な限り優先して電気供給施設の復旧を実施する。

イ 仮復旧工事に引き続き本工事を実施する。

3 ガス施設（（公社）高知県エルピーガス協会）

(1) 広報の実施

ア 被害の概況、復旧見込みについて公表する。

イ 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供する。

(2) 要員の確保

ア 動員計画に基づき要員の確保に努める。

イ 不足する場合は、協会各支部等へ応援を要請する。

(3) 資材の確保

保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は協会本部等から緊急転用措置を要請する。

(4) 指定避難所への支援

協会は、各ブロックにより避難所での炊出し、給湯の支援を行う。

(5) 保安対策並びに復旧対策

保安上必要なものから優先的に復旧工事を実施する。

4 通信施設（NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ四国、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)）

通信事業者は、施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施する。また、施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。必要に応じて関係機関の協力を得て復旧を実施する。

特に西日本電信電話（株）については、防災業務計画に基づき、次の事項を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置する。

(2) 通信のそ通に対する応急措置

通信の途絶の解消、ネット回線集中による混雑等の輻輳(ふくそう)の緩和及び重要通信の確保を図る。

(3) 設備の復旧

被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則として西日本電信電話（株）の標準的復旧方法により行う。

(4) 復旧に関する広報

復旧状況は、広報車、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行う。

第22節 教育対策

実施担当 救助部、教育部

児童生徒等、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給付等の措置を講じ、応急教育を実施する。

1 休校（園）措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、教育委員会は、休校（園）の措置をとる。

2 被害状況の報告

学校長及び保育所長は、次について教育委員会に報告し、教育委員会は町へ報告する。

- (1) 休校（所）措置の実施に関する報告
- (2) 児童生徒等及び教職員の人的被害及び避難に関する情報
- (3) 学校・保育施設の被害状況
- (4) 学校・保育所周辺及び通学路の被害状況

3 応急教育の方法

応急教育の方法については、町と学校長が協議の上、決定する。

(1) 文教施設・設備の確保

指定避難所が開設され、指定避難所と応急教育施設が重複するときには、避難生活との調整に配慮しながら、教育の低下をきたさないよう努める。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行い、使用する。

イ 校舎の一部が使用できないときは、特別教室等を利用し、場合によっては二部授業等を行う。

ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長期間を要するときは、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置し、授業を行う。

(2) 教職員の確保

ア 被災した学校以外の学校職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保する。

イ 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県に教職員の応援について要請する。

4 給食の措置

学校給食施設・設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努める。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意する。

また、学校が指定避難所として開設された場合には、学校給食施設・設備は避難者の炊き出し用にも供されるため、その調整に留意するものとする。

5 学用品の確保

災害により住家に被害を受け、学用品を消失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じて、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を現物により支給する。

6 心の健康対策の実施

町及び学校長は、福祉保健所等と連携し、被災した児童生徒の心の健康管理に十分配慮し、カウンセリングの実施等、心に傷を受けた児童生徒の心の健康保持に努める。

第23節 労務の提供

実施担当	本部事務局
------	-------

災害応急対策を実施するにあたって、町職員の動員のみでは労力的に不足する場合、次のとおり労働力を確保する。

1 従事協力命令

町長は、災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、住民等の従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求めることができる。

2 労務者等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用し、災害応急対策にあたるものとする。

(1) 雇用手続

各部が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し、本部事務局を通じて関係機関に依頼し、雇用するものとする。

- ア 雇用の理由
- イ 所要職種別人員
- ウ 作業内容
- エ 雇用期間
- オ 就労場所
- カ 賃金の額
- キ 労務者の輸送方法
- ク その他必要な事項

(2) 賃金の支払い

賃金の基準については、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として、災害の特殊事情を考慮のうえ、町長が決定する。

(3) 職員の派遣要請及びあっせん要求

災害対策基本法第29条の規定に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行う。

(4) 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力

日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努める。

第24節 要配慮者への支援

実施担当

救助部

高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の早期発見等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行うものとする。また、災害時においても、必要な福祉サービスが維持できるように、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討する。

1 在宅要配慮者の保護

在宅要配慮者（在宅のねたきり、認知症、ひとり暮らしの高齢者、身体障がい者、透析・難病患者、乳幼児等）及び要配慮者関連施設入所者等の安全を確保するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の協力を得て、次の対策を講ずる。

- (1) 在宅要配慮者の安否確認
- (2) 在宅要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所
- (3) 福祉避難所の開設

2 社会福祉施設等との連携

福祉施設の管理者及び関係機関と密接な連携を取りながら、被災生活において、援護が必要な被災者に対して配慮を行う。

3 指定避難所等への移送

- (1) 要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、次の措置を講ずる。
 - ア 指定避難所への移送
 - イ 病院への移送
 - ウ 要配慮者への緊急入所
- (2) 指定避難所へ避難した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

4 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への収容にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

第25節 二次災害の防止

実施担当 建設経済部

降雨等による二次災害の防災活動を実施する。

1 水害・土砂災害対策

- (1) 県の協力を得て、水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行うとともに、点検の結果、危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施する。
- (2) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は避難対策を実施する。

2 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- (1) 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行うとともに、爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関への通報及び周辺住民への周知を行う。
- (2) 必要に応じて避難対策を実施する。

第26節 自発的支援の受け入れ

実施担当

救助部

ボランティアや義援金など自発的な支援を積極的に受け入れる。

1 ボランティアの受け入れ

(1) 災害ボランティアセンターの設置

大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、社会福祉協議会と連携して、町災害ボランティアセンターを本山町社会福祉会館内に設置する。

(2) 災害ボランティアセンターの任務

ア ボランティア活動に関する情報収集

県、ボランティア団体及び被災住民等からの情報を取りまとめ、町内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

イ ボランティア及び被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供するため、窓口を開設する。

(3) ボランティアへの情報、活動拠点及び資機材の提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を町災害ボランティアセンターに提供するとともに、町有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。また、ボランティア活動に必要な資機材を可能な限り貸し出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めるものとする。

2 義援物資、義援金の受け入れ

(1) 義援物資

ア 県の協力を得て、企業等からの義援物資を受け入れるため、問い合わせ窓口を設置し、受入体制を確立する。

イ 受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないもの等、被災地のニーズを迅速に調査・把握するとともに、その内容のリスト及び送り先を報道機関に公表することにより、義援物資の送付を要請する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

ウ 義援物資を募集するときは、義援物資の受け入れの際、被災地での仕分け等に非常に労力を要することについての理解を求め、被災地の求めるニーズに合致するもので、まとまった単位で送付されるもの等に限り義援物資として受け付けることとする。

エ 集まった救援物資は、物資輸送拠点（資料5-2参照）において保管・仕分けする。

(2) 義援金

義援金を受け付けるために、町役場等に受付窓口を設置する。また、義援金募集团体と配分委員会を組織し、公平かつ迅速な配分を実施する。

第27節 自衛隊の災害派遣要請

実施担当 **本部事務局**

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、県を通じて速やかに自衛隊の災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受け入れを行う。

1 災害派遣要請ができる範囲

- (1) 被害状況の把握
 - ・車両、航空機等による偵察
- (2) 避難の援助
 - ・誘導、輸送
- (3) 遭難者の捜索・救助
 - ・行方不明者、負傷者の捜索
- (4) 水防活動
 - ・堤防護岸等への土のう積みなど
- (5) 消防活動
 - ・消防機関と協力した消火活動
- (6) 道路等交通上の障害物の排除
 - ・放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援
 - ・応急医療活動等への支援
- (8) 通信支援
 - ・被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援
- (9) 人員・物資の緊急輸送
 - ・緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の輸送支援
- (10) 炊飯及び給水等の支援
 - ・被災者に対する給食・給水及び入浴の支援
- (11) 宿泊支援
 - ・被災者に対する宿泊支援
- (12) 危険物等の保安、除去
 - ・自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

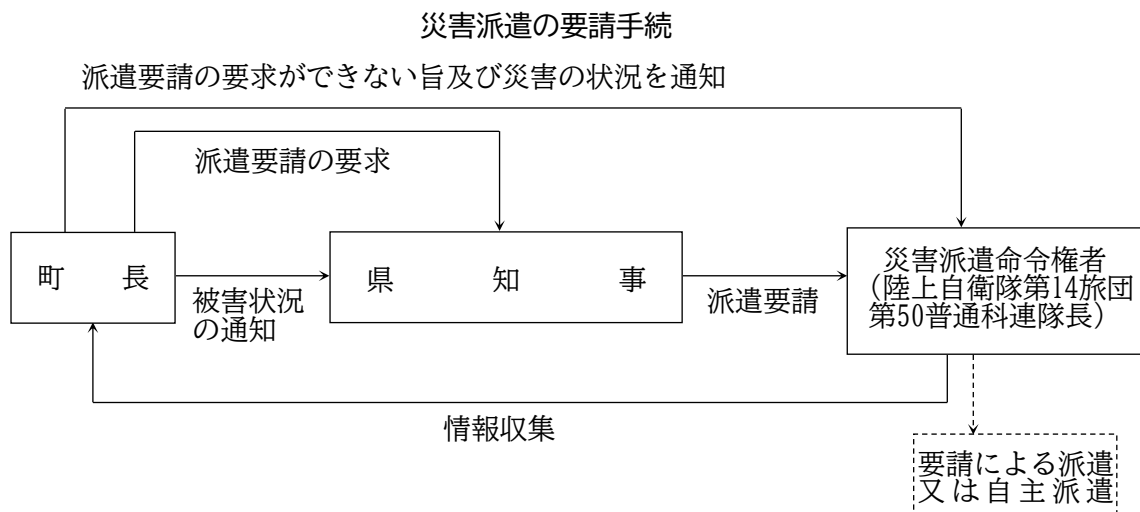
- (3) その他
 ・その他知事が必要と認める事項

2 災害派遣要請の手続

- (1) 町長は、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に対して自衛隊の派遣要請を求める。この場合において、必要に応じて、その旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
- (2) 町長は、特に緊急を要し、知事に要請できないときには、速やかに最寄りの自衛隊に状況を連絡する。
- (3) 知事への要請は文書によるものとするが、事態が急を要するときは、電信・電話等で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。
- (4) 要請にあたっては、次の事項を記載する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- (5) 県、町、自衛隊との連絡体制は、県が中心となって調整する。

3 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）等

- (1) 自衛隊は、震度 5 弱以上の地震発生の情報を得た場合は、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達する。
- (2) 状況から、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事と連絡を取ることとする。
- (3) 自主派遣の基準は次のとおりである。
 - ア 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき
 - イ 直ちに救援の措置をとる必要が認められるとき
 - ウ 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき
 - エ その他上記に準じ、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき



4 派遣部隊の受入体制

町長は、災害派遣が決定された場合、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など受入体制を整える。

5 派遣部隊の業務

派遣部隊は、関係機関と連携を密にし、主として人命及び財産の保護のため活動を行う。

6 派遣部隊の撤収要請

- (1) 町長は、災害派遣の目的が達成されたとき又は必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収要請を行う。
- (2) 知事への撤収要請は文書によるものとする。ただし、手続上で日数を要するときは、口頭又は電話等によって依頼し、その後速やかに文書を提出する。
- (3) 撤収の要請にあたっては、次の事項を記載する。
 - ア 災害の終末又は推移の状況
 - イ 撤収する部隊・人員・航空機等の概数
 - ウ 撤収日時
 - エ その他必要事項

7 使用資機材の準備及び経費の負担区分

- (1) 活動のための資機材、宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費を負担する。
- (2) 自衛隊は、派遣部隊等の給食・装備器材、被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費を負担する。

8 災害救助のための無償貸与及び譲渡

(1) 無償貸与

自衛隊は、期限を定め応急復旧に必要な物品を貸し付けることが出来る。期限は、災害救助法による救助を受けられるまでの期間又は災害救助のため必要な期間（3ヶ月以内）となる。

(2) 譲渡

自衛隊は、緊急を要するときは食料品、飲料水、医薬品など救援物資を譲渡することが出来る。

内容

第1節 活動体制の確立	75
第1 動員配備体制	75
1 配備体制	75
2 動員の要領	78
3 職員の参集等	79
第2 災害対策本部の設置	80
1 本部の設置	81
2 本部の組織（別紙1を参照）	82
第2節 気象警報等の伝達	89
1 高知地方気象台の発表する警報等の種類と発表基準	89
2 気象警報等の伝達	91
3 台風等説明会	91
4 火災気象通報	91
第3節 情報の収集・伝達	93
1 情報の収集・伝達	93
2 被害状況の把握	93
3 被害状況の報告	93
3 異常現象発見時の通報	96
第4節 通信連絡	100
1 非常時の通信手段の確保	100
2 通信設備の応急復旧	101
3 緊急放送の要請	101
4 孤立地域との通信連絡	102
5 機能の確認	102
第5節 応援要請	103
1 他の市町村及び県に対する応援要請	103
2 指定地方行政機関等に対する応援要請	103
3 民間団体等の活用	103
第6節 広報活動	105
1 災害広報の内容	105
2 広報の手段	106
3 被災者に対する情報伝達	106
4 報道機関に対する発表等	106
5 総合的問い合わせ窓口の設置	106

第7節 警戒活動	107
1 水防指令に基づく活動体制	107
2 気象等の観測及び通報	109
3 早明浦ダムの流量観測等	109
4 水防活動	109
5 土砂災害警戒活動	110
6 住民の避難が必要な場合の通報	110
第8節 避難活動等	111
1 住民の自主的な避難	111
2 広報	111
3 緊急的な避難誘導	111
4 避難指示等（「避難指示」、「緊急安全確保」又は「高齢者等避難」）	111
5 避難指示等の解除	117
6 県水防計画に基づく避難のための立ち退き	117
7 屋内での待機等の安全確保措置	117
8 警戒区域の設定	117
9 避難誘導	118
10 指定避難所の開設	118
11 指定避難所の管理・運営	119
12 広域避難	121
第9節 災害拡大防止活動	122
1 消防活動	122
2 人命救助活動	122
3 被災建築物等の応急危険度判定	122
4 被災宅地の応急危険度判定	123
第10節 緊急輸送活動	124
1 緊急輸送の優先順位	124
2 緊急輸送体制の確立	124
3 輸送力の確保	124
第11節 交通確保対策	126
1 交通規制の実施	126
2 道路施設等の応急復旧	128
第12節 飲料水の確保・調達	129
1 給水源の確保	129
2 応急給水用資機材の確保	129
3 応急給水の実施	129
4 応援要請	130

第13節 食料の確保・調達	131
1 食料の調達	131
2 食料の供給	131
3 救援物資の保管・管理	132
第14節 生活必需品の確保・調達	133
1 生活必需品の調達	133
2 生活必需品等の供給	133
3 救援物資の保管・管理	134
第15節 医療・助産	135
第16節 消毒・保健衛生	136
1 衛生活動	136
2 保健活動	136
第17節 災害廃棄物処理	137
1 し尿の処理	137
2 生活系ごみ、避難所ごみの処理	137
3 災害廃棄物の処理	137
4 死亡した獣畜等の処理	138
第18節 遺体の検案等	139
1 行方不明者の捜索	139
2 遺体の収容・処理	139
3 遺体の埋火葬	139
第19節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理	140
1 町の活動	140
2 民間団体の活動	140
第20節 応急仮設住宅の建設等	141
1 応急的な住宅の確保	141
2 応急仮設住宅の建設	141
3 応急仮設住宅の運営管理	142
4 被災住宅の応急修理	142
5 野外施設の設置	143
6 広域的な避難及び受け入れ	143
第21節 ライフライン等施設の応急対策	144
1 簡易水道	144
2 電力施設（四国電力株）	144
3 ガス施設（（公社）高知県エルピーガス協会）	145
4 通信施設（NTT 西日本株、（株）NTTドコモ四国、KDDI株、ソフトバンクモバイル株）	145

第22節 教育対策	146
1 休校（園）措置	146
2 被害状況の報告	146
3 応急教育の方法	146
4 給食の措置	147
5 学用品の確保	147
6 心の健康対策の実施	147
第23節 労務の提供	148
1 従事協力命令	148
2 労務者等の雇用	148
第24節 要配慮者への支援	149
1 在宅要配慮者の保護	149
2 社会福祉施設等との連携	149
3 指定避難所等への移送	149
4 応急仮設住宅への優先的入居	149
第25節 二次災害の防止	150
1 水害・土砂災害対策	150
2 爆発等及び有害物質による二次災害対策	150
第26節 自発的支援の受け入れ	151
1 ボランティアの受け入れ	151
2 義援物資、義援金の受け入れ	151
第27節 自衛隊の災害派遣要請	153
1 災害派遣要請ができる範囲	153
2 災害派遣要請の手続	154
3 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）等	154
4 派遣部隊の受入体制	155
5 派遣部隊の業務	155
6 派遣部隊の撤収要請	155
7 使用資機材の準備及び経費の負担区分	155
8 災害救助のための無償貸与及び譲渡	155

